

奈良県告示第百十六号

次のように都市公園の区域を変更し、供用を開始するので、奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 名称 馬見丘陵公園

二 位置 北葛城郡広陵町大字三吉、大字沢、大字大野及び大字寺戸並びに河合町大字

池部、大字穴闇、大字山坊及び大字佐味田地内

三 区域 別紙図面のとおり

（別紙図面は省略し、奈良県土木部まちづくり推進局公園緑地課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。）

四 供用開始の期日 平成二十四年六月三十日